

公告

次のとおり公募型プロポーザルを執行する。

令和 7 年 10 月 16 日

春日井市長 石 黒 直 樹

第 1 業務概要

- 1 業 務 名 南部污水22号幹線〔第2工区〕整備事業
- 2 業 務 内 容 南部污水22号幹線〔第2工区〕整備事業募集要項のとおり
- 3 履 行 期 間 契約締結の日から令和13年3月18日まで
- 4 提案上限金額 ￥4,387,009,000 円
※上記金額には、消費税及び地方消費税を含む。
※上記金額を超えた提案は失格とする。

第 2 応募に関する条件

1 応募形態

春日井市共同企業体取扱要綱に基づく特定建設工事共同企業体（甲型）であること。また、共同企業体の代表構成員は春日井市の入札参加資格者名簿（令和6・7年度）に登録されており、登録された工事種目の土木工事の等級がAであること。代表構成員以外の構成員は春日井市の入札参加資格者名簿（令和6・7年度）に登録されており、登録された工事種目の土木工事の等級がA又はBであること。

なお、結成方法は自主結成とし、共同企業体は3社で構成すること。

2 構成員に求める前提条件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 春日井市建設工事等請負業者指名停止措置要領（令和2年4月1日施行）、に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生手続終結又は再生手続終結の決定を受けた者については、当該更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。
- (4) 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「建設業法」という。）第27条の23に規定する経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）の有効期限が切れていない経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（以下「通知書」という。）を有する者であること。
- (5) 本事業に関する事業者選定支援業務を受託した以下の者又は資本面若しくは人事面において以下の者と関係がある者でないこと。
 - ・パシフィックコンサルタンツ株式会社（本社：東京都千代田区神田錦町）
 - ・日比谷パーク法律事務所（本社：東京都千代田区有楽町）

3 構成員に求める資格要件

(1) 共同企業体の構成員に求める資格要件

共同企業体の構成員は、以下に示す各要件を満たすこと。

1	構成員の出資割合に関する要件		
	(1)	構成員の出資割合 の最小限度基準	20%以上
2	構成員の資格要件		
	(1)	構成員共通の資格要件	
		ア	春日井市の入札参加資格者名簿（令和6・7年度）に登録されている者であること。
			登録業種 土木工事
		イ	建設業の許可（建設業法第3条の規定に基づく許可をいう。）を受けている者であること。
			許可業種 土木一式工事
	(2)	代表構成員の資格要件	
		ア	出資割合 構成員中最大の出資割合であること。
		イ	建設業の許可 土木一式工事に係る特定建設業の許可を受けている者であること。
		ウ	春日井市の入札参加資格者名簿（令和6・7年度）に登録されている者であること。
			登録業種 土木一式工事
			地域要件 愛知県内の本店又は支店
			等級別格付 A 等級
		エ	次に掲げる要件をすべて満たす建設業法に定める技術者（以下「配置予定技術者」という。）を専任で配置することができる者であること。
		資格要件	土木一式工事に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を有する監理技術者を、専任で配置できること。（建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置する場合は、この限りではない。）
		雇用関係	参加申請書の提出日において、3か月以上前から申請者との雇用関係が継続していること。
		その他の要件	本事業における工事は、許可業種の区分に関係なく、営業所専任技術者を工事現場に技術者等として配置することはできない。
			配置予定技術者は、完了検査の日（検査により修補が必要となった場合は、修補完了後の再検査の日）まで正当な理由なしに変更することができない。
			配置予定技術者が申請書の提出日において特定できない場合は、配置可能な技術者を2名まで申請することができる。ただし、配置予定技術者は、契約書の提出日において特定するものとする。
	オ	施工実績	平成27年4月1日から本事業の応募書類の提出期限までに竣工した管きょ整備のうち外径2,000mm以下かつ延長1km以上のシールド工法の元請又は共同企業体としての施工実績（完了検査（検査により修補が必要となった場合は、修補完了後の検査）を終えているものに限る。）を有する者であること。（共同企業体としての実績の場合は代表企業に限る。）
		その他の構成員の資格要件	

(3)	ア	春日井市の入札参加資格者名簿（令和 6 ・ 7 年度）に登録されている者であること。	
		登録業種	土木工事
		地域要件	春日井市内に本店
		等級別格付	A 等級又はB 等級
		春日井市工事成績評定	土木工事業 令和 2 年度から令和 6 年度までの平均点65点以上の者
	イ	次に掲げる要件をすべて満たす建設業法に定める技術者（以下「配置予定技術者」という。）を専任で配置することができる者であること。	
		雇用関係	参加申請書の提出日において、3 か月以上前から申請者との雇用関係が継続していること。
		その他の要件	本事業における工事は、許可業種の区分に関係なく、営業所専任技術者を工事現場に技術者等として配置することはできない。
			配置予定技術者は、完了検査の日（検査により修補が必要となった場合は、修補完了後の再検査の日）まで正当な理由なしに変更することができない。
			配置予定技術者が申請書の提出日において特定できない場合は、配置可能な技術者を 2 名まで申請することができる。ただし、配置予定技術者は、契約書の提出日において特定するものとする。

第 3 募集要項の公表

春日井市ホームページからダウンロードすること。

<https://www.city.kasugai.lg.jp/kurashi/1020797/1020873/1020943/1020947/1036795.html>

第 4 担当窓口

春日井市上下水道部 上下水道経営課

住 所：〒486-8686 愛知県春日井市鳥居松町5-44

TEL：0568-85-6347

FAX：0568-85-6258

E-mail：suikei@city.kasugai.lg.jp

第 5 参加資格審査書類及び提案書類の受付等

1 参加資格審査書類

- (1) 提出書類 「提出書類作成要領（参加資格審査）」に示すとおりとする。
- (2) 申請方法 持参または簡易書留郵便によるものとする。
- (3) 受付期間 令和 7 年 10 月 16 日（木）から
令和 7 年 11 月 14 日（金）午後 5 時まで
※簡易書留郵便による場合は提出期限までに必着のこと。
- (4) 提出先 本公告第 4 を参照すること。

2 提案書類

- (1) 提出書類 「提出書類作成要領（提案審査）」に示すとおりとする。
- (2) 申請方法 持参または簡易書留郵便によるものとする。
- (3) 受付期間 令和 7 年 11 月 28 日（金）から

令和8年 1 月 16 日（金）午後5時まで

※簡易書留郵便による場合は提出期限までに必着のこと。

(4) 提出先 本公告第4を参照すること。

3 プレゼンテーション

提案書類の受領後、応募者によるプレゼンテーション実施の場を設ける。実施時期は令和8年3月を予定しており、日時、場所、プレゼンテーション時間等の詳細は、提案書類を提出した代表企業に改めて通知する。

第6 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- 1 告示公告日から契約締結までの間に本公告第2の1及び2に定める要件を満たさなくなったとき
- 2 参加資格審査及び提案審査の提出書類（当該書類に記載すべき事項を記載した電磁的記録を含む。）に虚偽の記載をしたとき
- 3 要求水準を満たさない提案であることが認められたとき
- 4 プレゼンテーションに欠席又は集合時刻に遅刻した場合
- 5 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- 6 本募集要項の公表日から優先交渉権者の決定までの期間において、審議会委員、市職員及び本事業関係者に対して、審議会の場を除き、本事業に関し自己の有利になる目的のため接触等の働きかけの事実が認められた場合
- 7 参考見積書の金額が、提案上限金額を超過した場合
- 8 法令に違反することが明らかな提案を行った場合
- 9 その他、審議会及び事務局の指示に従わない場合

第7 事業者の選定

1 審査の方法

審査は、参加資格審査と提案審査の二段階で実施する。

(1) 参加資格審査

市は、応募者に対し、参加表明書及び参加資格審査に必要な書類の提出を求め、形式面での資格を有しているかの確認を行う。

市は、参加資格審査結果を応募者の代表企業に通知する。

(2) 提案審査

別に定める優先交渉権者決定基準に従い、発注者において基礎審査を実施し、南部污水22号幹線整備事業者選定委員会（以下「委員会」という。）による技術審査において総合的に審査・評価する。

2 優先交渉権者の決定及び公表

発注者は、委員会の審査結果をもとに優先交渉権者を決定する。優先交渉権者の決定後、速やかに応募者に対して通知するとともに、審査結果を市ホームページにて公表する。

第8 契約に関する事項

1 契約の締結

審査及び選定の結果、優先交渉権者となった者との契約交渉の成立をもって、当該優先交渉権者と随意契約の締結をする。なお、優先交渉権者との交渉が不成立となった場合には、次点提案者の者を新たな優先交渉権者とし交渉手続きを行う。

2 契約を締結しない場合

優先交渉権者決定日から契約締結日までの間に、優先交渉権者の構成員が参加資格を欠くに至った場合、発注者は、優先交渉権者と契約を締結しない。この場合において、発注者は一切の費用負担を負わないものとする。

第9 その他

- 1 応募者からの提出書類は返却しない。また、提出期限以降における書類の差替え及び再提出は認めない。
- 2 使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- 3 提出書類は本件プロポーザルの実施以外の目的では使用しない。なお、本件プロポーザルの実施に必要な範囲において複製できるものとする。
- 4 技術提案及び応募に係る費用は、全て応募者の負担とする。